「江別市男女共同参画を推進するための条例を改正する条例(案)」 に対する市民意見募集結果と市の考え方

- 1. 市民意見募集期間:平成25年4月15日から平成25年5月14日まで
- 2. 提出いただいた意見
 - (1)提出者数 1人(80歳代・大麻地区)
 - (2) 意 見 数 1件
- 3. ご意見と市の考え方

No.	いただいたご意見	ご意見に対する市の考え方
1	条例の改正については賛成ですが、(案)	条例の改正は、市長の諮問機関である江別
	の改正内容については再検討してください。	市男女共同参画審議会の委員の再任につい
	第20条第4項の任期2年は短いので3	て、2期を限度としている規定を改めようと
	年としてください。	するものです。
	平成21~22年度に公募委員を勤めた	現行の規定は、委員の任用にあたり、幅広
	経験からいえば、年間2~3回しか開催され	く人材を求めることを念頭に、委員の交代を
	ない審議会では1年目は提出された資料の	促すよう定めたものですが、委員の交代が、
	疑問点を質すことや現状把握で終り、委員と	審議会での議論や検討の制約となることも
	しての提案等は2年目以降になりがちで再	想定されることから、再任に上限を設けない
	任されなければ、そのフォローが出来ませ	ことで、委員の任期の制約が、審議会での
	λ_{\circ}	審議等に影響を与える可能性がなくなると
	任期3年であれば再任は2期を限度とす	考えています。
	る現条例でよい。	また、改正は、交代を妨げるものではない
	どうしても任期2年であれば、通算3期	ことから、委員の固定化に繋がるものではな
	(6年)と限度を明示すること。	いと思料します。
		従いまして、審議会委員の任期は現行のと
		おりとし、再任の制限を見直す方向で検討を
		進めてまいりたいと考えております。

※パブリックコメントの内容については、提出者の意見を出来るだけ正確に表すため、人物を特定できるような固有名詞やご意見以外の記述を除き、可能な限り原文のとおり掲載しております。